

浜屋aiJCBカード会員規約の一部改定について

平素は弊社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、浜屋aiJCBカード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日
2025年6月1日（日）

2. 改定内容

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| 浜屋 a i J C Bカード会員規約 (2025年6月1日改定) | 浜屋 a i J C Bカード会員規約 (2024年12月1日改定) |
| 第一章〔一般条項〕 | 第一章〔一般条項〕 |
| 第13条（カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認） 1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。 <u>ただし、支払いを2回以上に分割し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払いで前回請求金額が同額となるときは、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。</u> なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。 | 第13条（カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認） 1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。 |
| 第14条（費用・公租公課等の負担） | 第14条（費用・公租公課等の負担） |

| | |
|---|--|
| <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、<u>当社所定の手数料</u>を別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>当社所定の手数料</u>を別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該費用を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用として<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとしますが、<u>その手数料を超える費用を要した場合はその費用を支払うものとします。</u>ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該超過費用を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>6. 会員は、会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。</p> | <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、<u>振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円（税込）以内で当社の定める金額</u>を、別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>訪問集金費用として訪問回数1回につき、2,200円（税込）</u>を別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該費用を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用（<u>550円（税込）以内で当社の定める金額としますが、550円（税込）を超える費用を要した場合はその費用</u>）を支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該超過費用を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</p> <p>6. 会員は、会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、当社所定の<u>書面再発行手数料として1書面につき、550円（税込）</u>を支払うものとします。</p> |
| <p>第17条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。この場合、当社は当社と提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができます。</p> <p><u>(8) 長期間にわたりカードの利用がなく、当社所定の基準による期間を経過した場合。</u></p> | <p>第17条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。この場合、当社は当社と提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができます。</p> <p><u>(8) aiカードクラブ会員の資格を喪失した場合。</u></p> |

第19条 (期限の利益の喪失)
 1. 会員は、カードキャッシング又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、カードキャッシング及び翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、直ちに支払うものとします。ただし、カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。

第19条 (期限の利益の喪失)
 1. 会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、カードキャッシングの未払債務全額及び翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払いただきます。ただし、カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。

第二章 [カードショッピング条項]

第二章 [カードショッピング条項]

第27条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

第27条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

3. (1) 会員が当社加盟店である株式会社浜屋百貨店で1回払、分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合においては、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。

3. (1) 会員が当社加盟店である株式会社浜屋百貨店で1回払、分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合においては、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。

| | | | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 支払回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 実質年率 (%) | 0 | 0 | <u>11.66</u> | <u>12.42</u> | <u>12.91</u> |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額 (円) | 0 | 0 | <u>1.95</u> | <u>2.60</u> | <u>3.25</u> |
| 支払回数 | 6回 | 7回 | 8回 | 9回 | 10回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 実質年率 (%) | <u>13.25</u> | <u>13.50</u> | <u>13.69</u> | <u>13.83</u> | <u>13.94</u> |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額 (円) | <u>3.90</u> | <u>4.55</u> | <u>5.20</u> | <u>5.85</u> | <u>6.50</u> |
| 支払回数 | 15回 | 20回 | 24回 | 30回 | 36回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 15 | 20 | 24 | 30 | 36 |

| | | | | | |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 支払回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 実質年率 (%) | 0 | 0 | <u>7.18</u> | <u>7.65</u> | <u>7.96</u> |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額 (円) | 0 | 0 | <u>1.2</u> | <u>1.6</u> | <u>2.0</u> |
| 支払回数 | 6回 | 7回 | 8回 | 9回 | 10回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 実質年率 (%) | <u>8.18</u> | <u>8.34</u> | <u>8.46</u> | <u>8.55</u> | <u>10.76</u> |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額 (円) | <u>2.4</u> | <u>2.8</u> | <u>3.2</u> | <u>3.6</u> | <u>5.0</u> |
| 支払回数 | 15回 | 20回 | 24回 | 30回 | 36回 |
| 支払期間 (ヶ月) | 15 | 20 | 24 | 30 | 36 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 実質年率(%) | <u>14.24</u> | <u>14.32</u> | <u>14.33</u> | <u>14.28</u> | <u>14.21</u> | 実質年率(%) | <u>11.01</u> | <u>11.10</u> | <u>11.12</u> | <u>11.11</u> | <u>11.08</u> |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円) | <u>9.75</u> | <u>13.00</u> | <u>15.60</u> | <u>19.50</u> | <u>23.40</u> | 利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円) | <u>7.5</u> | <u>10.0</u> | <u>12.0</u> | <u>15.0</u> | <u>18.0</u> |
| 支払回数 | ボーナス 1回 | ボーナス 2回 | | | | 支払回数 | ボーナス 1回 | ボーナス 2回 | | | |
| 支払期間(ヶ月) | - | - | | | | 支払期間(ヶ月) | - | - | | | |
| 実質年率(%) | 0 | 0 | | | | 実質年率(%) | 0 | 0 | | | |
| 利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円) | 0 | 0 | | | | 利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円) | 0 | 0 | | | |
| ※ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。 | | | | | | ※ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。 | | | | | |

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。